

# 中間報告書(案)の修正点

---

# 主な修正点①

## ① 意見募集の結果を踏まえた修正

### ■（一社）日本ケーブルテレビ連盟からの意見（No154※）を踏まえた修正

	修正前	修正後
第2章 放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークのあり方 2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討 (1) 現状と課題 ③ 4Kコンテンツ等の高精細映像の安定的・効率的な配信	(追記)	P.45 脚注69 ケーブルテレビ業界では、RF伝送が主流であることから、マルチキャストに未対応の事業者が多いが、一部のケーブルテレビ事業者は、マルチキャストへの対応を検討している。

### ■（株）ジュピターテレコムからの意見（No157※）を踏まえた修正

	修正前	修正後
第2章 放送コンテンツの流通を支える配信基盤及びネットワークのあり方 2. テレビ向け4Kコンテンツの同時配信に関する検討 (1) 現状と課題 ③ 4Kコンテンツ等の高精細映像の安定的・効率的な配信	P.45 表7 一部の先進的なCATV事業者は、受信したマルチキャストをそのまま自社の加入者宅向けに配信	P.45 表7 一部のCATV事業者は、受信したマルチキャストをそのまま自社の加入者宅向けに配信

※ 中間報告書(案)に対して提出された意見の識別番号

# 主な修正点②

## ② データの最新化等による修正

	修正前	修正後
第1章 放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性 2. 放送事業者の取組 (2) ネット配信に関する取組	P.7～8 表1 「平成27年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」	P.7～8 表1 「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」 (表中のデータを更新)
第1章 放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性 2. 放送事業者の取組 (2) ネット配信に関する取組 ② 放送番組のモバイル端末・PC向け同時配信の動き イ 民間地上放送事業者 【東京メトロポリタンテレビジョン(株)】	P.14 脚注19 <u>エムキャストでは、(株) ウェザーニューズや(株) 広島ホームテレビのネット独自番組の一部も配信している。</u>	P.14 脚注19 <u>その他、(株) ウェザーニューズや(株) 広島ホームテレビのネット独自番組の一部も配信しているほか、2017年7月からは群馬テレビ(株)及び奈良テレビ放送(株)の一部番組を同時配信している。</u>
第1章 放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性 2. 放送事業者の取組 (2) ネット配信に関する取組 ③ ハイブリッドキャストの活用による4Kコンテンツ配信に関する取組	(追記)	P.16 脚注28 総務省「平成28年通信利用動向調査」(2017年)によると、調査対象となった世帯全体のうち、約5%がハイブリッドキャスト利用経験有りとなっている。

# 主な修正点③

(続き)

	修正前	修正後
第1章 放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性 4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	P.23 表3 「映像コンテンツ市場の規模 (2014年)」	P.23 表3 「映像コンテンツ市場の規模 (2015年)」 (表中のデータを更新)
第1章 放送を巡る環境の変化と放送サービスの高度化の方向性 4. 放送サービスの高度化の方向性と課題	P.27 図19 「映像系ソフトの流通量 (2014年)」	P.27 図19 「映像系ソフトの流通量 (2015年)」 (図中のデータを更新)
第3章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保 1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進 (1)現状と課題 ① 現状 ア 行政等における取組 (iv)下請振興基準等の改正	P.51 …、2016年度末までに、(一社)日本自動車工業会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会など7業種12団体が自主行動計画を策定し、公表している。	P.51 …、2016年度末までに、(一社)日本自動車工業会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会など8業種21団体が自主行動計画を策定し、公表している。

# 主な修正点④

(続き)

	修正前	修正後
<p>第3章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保</p> <p>1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>① 現状</p> <p>ア 行政等における取組</p> <p>(v)放送コンテンツの製作取引適正化に関する政府決定</p>	<p>P.52</p> <p>○知的財産推進計画2016(2016年5月9日知的財産戦略本部決定)(抜粋) (コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)</p> <p>・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。</p> <p>○日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—(2016年6月2日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第2 具体的施策 I 7. (2) i) ⑤ 下請事業者の取引条件の改善(略)下請事業者が、取引停止などの影響を恐れて不適正な取引条件であっても言い出すことが難しい実態を踏まえながら、大企業の調達方針や取組方針に関するヒアリング、下請法等の運用の強化、取引上の問題事例やベストプラクティスを掲載した下請ガイドラインの更なる周知徹底、交渉ノウハウを普及するための下請かけこみ寺の機能拡充等によって、大企業の取引の適正化と中小企業の交渉力強化を同時に進め、中小企業の取引条件の改善を図る。また、継続的に取引実態を把握していくとともに、適正な取引慣行の定着に向けた広報を行う。</p> <p>○未来への投資を実現する経済対策(2016年8月2日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第2章 取り組む施策</p> <p>Ⅲ.(2)中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援</p> <p>③下請等取引について、これまでの調査等で明らかになった手形支払や金型保管等の取引慣行における課題の改善につながるよう、下請法の運用基準における違反事例の充実を始め、独占禁止法その他の関連法規の運用を強化するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行う。これらの施策を通じ、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図る。</p>	<p>P.52</p> <p>○知的財産推進計画2017(2017年5月16日知的財産戦略本部決定)(抜粋) (下請取引における知財の取扱いの適正化の推進)</p> <p>・「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。</p> <p>○知的財産推進計画2017(2017年5月16日知的財産戦略本部決定)(抜粋) (コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)</p> <p>・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。</p> <p>○未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—(2017年6月9日閣議決定)(抜粋) (コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)</p> <p>Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 1, (2) i)</p> <p>・昨年12月の、違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準、望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準、下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき、昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画(略)における適正取引や付加価値向上の取組を促進し、下請Gメンによる調査等を通じて、下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。(略)</p>

## 主な修正点⑤

(続き)

	修正前	修正後
第3章 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保 1. 放送コンテンツの適正な製作取引の推進 (3)今後取り組むべき事項 ② 継続的な対話・情報共有の場の設置 ア 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の設置	P.65 推進協議会は、2017年4月17日に設立準備会合が開催され、同年6月に設立予定とされており、構成員として、(略)、業界の主要団体が参画することとなっている。また、(略)、オブザーバーとして総務省が参加することとなっている。	P.65 推進協議会は、2017年4月17日に設立準備会合が開催され、同年6月27日に設立された。構成員として、(略)、業界の主要団体が参画している。また、(略)、オブザーバーとして総務省が参加している。